

令和5年4月1日

事業の種別等の掲示について

貨物利用運送事業法第27条及び同法施行規則第25条の規定に基づき、下記の通り掲示する。

記

1. 事業の種別

第二種貨物利用運送事業

2. 利用運送に係る運送機関の種類

航空貨物運送(国際航空)

3. 運賃及び料金

消費者を対象としないため省略

4. 利用運送の区域又は区間

仕立地	仕向地
東京、大阪、名古屋、福岡	TC-1、TC-2、TC-3

5. 業務の範囲

一般混載事業

6. 利用運送約款

令和元年12月17日国土交通省告示第908号標準国際利用航空運送約款を適用する。

詳細は別途掲示する。

7. 貨物集配の拠点

仕立地	仕向地
東京、大阪、名古屋、福岡	海外のため省略

以 上